**愛知・名古屋2026 選手等交流用メタバース空間製作業務**

（様式４）

**守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書**

年　　月　　日

愛知県知事　殿

商号又は名称：

所在地：

代表者職氏名：

当社は、今般、愛知県から、2025年６月24日付けで公告のありました愛知・名古屋2026 選手等交流用メタバース空間製作業務（以下「本業務」という。）に係る企画競争において、本業務への提案書作成及び受託業務の履行のみを目的（以下、「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者に愛知県から提供される資料（以下「守秘義務資料」という。）の提供を受けることを希望します。守秘義務資料の配布を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務資料の配布を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務資料を利用しません。

２　当社は、愛知県が別途書面（電子メールを含む）により承諾した場合には、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を再委託する者に対し、守秘義務資料の全部又は一部を提供することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務資料の全部又は一部の提供を受けた者に対して、本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなし責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、愛知県から提供を受けた守秘義務資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、愛知県から提供を受けた守秘義務資料に含まれる情報が、愛知県及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、愛知県及び組織委員会の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務資料が漏洩した場合、当社は、それにより愛知県及び組織委員会に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第５条（期間、書類の破棄等）

１　当社は、本業務の受託候補者とならなかった場合、その事実が通知された時点（以下「結果通知日」という。）で、速やかに受領した守秘義務資料を全て破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、結果通知日以降も存続するものとします。

２　前項により破棄する守秘義務資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含む。）、通知日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

３　当社は、本業務の受託者となった場合、本業務の契約期間が終了した時点（以下「契約期間終了日」という。）で、速やかに受領した守秘義務資料を全て破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、契約期間終了日以降も存続するものとします。

４　前項により破棄する守秘義務資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、契約期間終了日以降、速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

５　当社は、本業務の企画競争に参加しない場合、その決定後企画提案書等の提出期限までに、速やかに受領した守秘義務資料を全て破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、廃棄日以降も存続するものとします。

６　前項により破棄する守秘義務資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含む。）、本業務の企画競争に参加しないことを決定した日以降、企画提案書等の提出期限までに速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第６条（準拠法、管轄）

１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

２　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

守秘義務資料提供先

|  |  |
| --- | --- |
| 所属（部署） |  |
| 役　職 |  |
| 氏　名 |  |
| 電　話 |  |
| F A X |  |
| E-mail |  |

以　上